

営業部門R&Dプログラム実施要綱

(平成30年6月6日局長決)

(目的等)

第1条 この要綱は、お客さまサービス担当部長(次条第2項を除き、以下「部長」という。)が所管する事務事業における当面する課題や中長期的な検討課題についての調査研究を円滑かつ効率的に遂行していくため、営業部門R&Dプログラム(以下「営業部門R&D」という。)の運営について定める。

(調査研究事項の選定)

第2条 部長は、所管する事務事業の中から、調査研究の目的、方法、目標設定の妥当性等に留意し、調査研究事項を選定するものとする。

2 お客さまサービス担当部長は、前項の規定により選定する調査研究事項が他の部長の所管する事務事業に関連する場合は、必要に応じて所要の調整を行うものとする。

(担当職員の指定)

第3条 部長は、前条第1項の規定のより選定した調査研究事項ごとに、その調査研究を担当する職員をあらかじめ指定するものとする。

(調査研究結果の報告)

第4条 前条の規定により指定された職員(以下「担当職員」という。)は、年度当たり少なくとも1回、調査研究結果を部長に報告するものとする。

2 部長は、必要に応じて担当職員に調査研究の状況報告を求めることにより、調査研究の進捗管理を行うものとする。

(部長への委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、営業部門R&Dの運営に関し必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月6日から施行する。